

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人東京音楽大学
②設置大学名称	東京音楽大学
③担当部署	総務広報課
④問合せ先	(電話) 03-6455-2740 (E メール) soumuka@tokyo-ondai.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 24 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 10 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tokyo-ondai.ac.jp/about/information
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学では、建学の精神および教育目的について、学則第２条に明記されているほか、新入生ガイダンス、学生便覧、教員便覧等を通じて、学生および教職員に周知している。加えて、大学公式ホームページを活用し、多様なステークホルダーに対して明示している。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学では、本学において策定した３ポリシーを、大学ホームページや入試要項などで公表している。また、教育課程との関連性を示すカリキュラムマップや、履修順序を明記したカリキュラム表を学生便覧に掲載し、学生に対して入学から卒業までの学びの道筋を明確に示している。入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに基づき、面接・論述・実技等を通じた多面的な評価を実施している。さらに、自己点検・評価を通じて、３ポリシーが実際の教育活動に適切に反映されているかを検証し、教育の質の向上および学修環境の整備・改善に継続的に取り組んでいる。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	本学では、学則において、学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督することを明確に定めている。また、学長は、教授会規程第４条に基づき、教授会を招集し、情報共有や審議を経て教学上の意思決定を行っている。教授会は、８月を除き毎月開催され、入学・卒業・課程修了、学位授与、その他教育研究に関する重要事項について、学長の求めに応じて意見を述べる機関として機能している。また、東京音楽大学副学長設置規程および学長の役務等の委任に関する規程により、学長の補佐体制が整備されているほか、教学マネジメント会議規程を制定し、学長の主導の下で教学改革に取り組む体制も確立されている。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	本学では、各種委員会において、教員と事務職員等が出席・連携しながら、教育研究活動の組織的かつ効果的な運営に努めている。また、教職協働の一例として、SD委員会においては、毎年度のテーマに基づきSD研修会を実施し、教職員の資質向上に取り組んでいるFD委員会においては、授業・レッスンアンケートや学修行動調査の実施、FD研修やFD通信の発行などを計画的に進めている。 これらの取組みにより、教員と職員が協働する体制が確保されていると判断できる。

	以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学では、SD 委員会が立案したテーマに基づき、毎年度 SD 研修会を実施し、教職員の資質向上に継続的に取り組んでいる。 また、FD 委員会では、2025 年度の FD 年次計画として、授業・レッスンアンケートの実施、学修行動調査の実施、FD 研修および FD 通信の発行を掲げ、実施に向けた体制を整備している。 FD・SD に関する全学的な方針については、教職協働で組織的かつ継続的に行われている。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学では、法人を主体として、第Ⅱ期中期計画（2022年度～2026年度）を策定しており、大学、付属高等学校、付属幼稚園および法人全体の運営方針を体系的に定めている。 また、中長期財務計画（20年間）には、学生数の予測や人事計画、ICT環境整備、キャンパスの機能性向上等、過去の財務・教学データに基づく具体的な方策が盛り込まれている。 また、地域連携を担う部署を通じてステークホルダーの意見を聴取・反映する体制も構築されている。 監査室は策定には関与していないものの、策定された計画の運用状況を監査の観点から確認している。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	本学では、中期計画に基づく事業の進捗状況について、理事会、常勤理事会、教授会、部長会、課長会などの定例会議において適宜報告を行い、状況に応じた対応を図っている。これらの進捗状況や対応内容は、年度ごとの事業報告書に取りまとめられ、大学公式ホームページを通じて広く公表されている。 財務面では、中長期財務計画について、理事会主導のもと、財務的な制約条件を踏まえて定期的な検討と見直しが行われており、全学的な調整を経て実効性のある計画に更新されている。 教学面においても、年度事業計画の点検および報告を実施しており、教学分野における計画的な取組が行われている。 また、監査室においては、中期計画の年度ごとの進捗状況を確認し、監査報告書として理事長・事務局長に報告している。今後も各部局の進捗管理を監査の観点から支援していく体制が整えられている。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学では、「アカデミズムと実学の両立」「音楽による社会貢献」「国際性」という建学の精神に基づき、音楽を核とした教育を通じて、音楽界・教育界・音楽産業分野はもとより、より広く多様な領域において社会の要請に応える人材の育成に取り組んでいる。 また、社会人入学試験、編入学試験、一般科目履修生・研究生の受入れ制度を通じて、多様な背景を持つ学修者に学びの機会を提供している。 地域に対しては、「社会人学びの場」や「民族音楽等社会人特別講座」などの専門性の高い講座を継続的に開講し、自治体と連携した公開講座の提供も行っている。 さらに、キャリア支援においては、業界研究セミナーや企業説明会、卒業生による講話、個別カウンセリングなどを実施し、学生が幅広い進路を見据えて主体的に進路選択を行えるよう支援体制を整えている。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学では、産官学連携の一環として、公民連携プラットフォーム事業や地域行政・団体が主催する会議・会合への継続的な参画を通じて、地域課題の把握と対応に努めている。 また、近隣自治体と連携した地域清掃活動への学生参加を通じて、地域住民との協働による環境保全に取り組んでいる。 これらの場では、学生の創造的視点や本学の研究成果、音楽文化の活用を通じた具体的な地域施策の提案・実施を行い、大学が「知の拠点」としての社会的役割を果たすことを目指している。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学では、性別・年齢・国籍等にかかわらず能力本位の採用を行い、障害者雇用も継続するなど、多様な教職員の受入れ体制を整えている。 学生に対しては、日本語支援、合理的配慮の提供、外国人留学生への多言語支援など、多様な事情に応じた支援を実施している。ハラスメント防止規程を整備し、安全な学修・就業環境の確保に努めるとともに、バリアフリー化や多目的トイレの整備も進めている。学内アプリの活用により、必要な情報や施設へのアクセスも容易となっている。 さらに、公開講座、国際交流プログラム、演奏活動等を通じて、年齢・国籍・障害の有無にかかわらず学び合える機会を提供している。将来の多様な学修者の受入れに向け、高校生に対する講座提供や進路支援も行っている。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。

実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	本学では、2025 年 10 月 1 日時点において、役員 11 名中 5 名（45%）、評議員 10 名中 4 名（40%）が女性である。 これらの構成比は、男女共同参画社会の実現および女性活躍促進の観点から、役員等への女性登用に十分に配慮していることを示すものである。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	本学では、理事の責務を踏まえた人材確保にあたり、私立学校法第 31 条に定める資格および構成の要件を寄附行為に明記している。 理事の選任に際しては、理事選任機関が評議員会の意見を聴いた上で適任者を選任し、その選任過程を議事録に記録することで、手続きの透明性を確保している。 理事長の選任についても、私立学校法第 37 条の規定に基づき、寄附行為に定められた手順に従って理事会の決議により行っている。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	本学では、理事会は8月を除き毎月開催され、大学運営に係る諸項目について審議している。評議員会は毎年3回開催され、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徴することができ、理事会が特定の事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこととなっている。また、学校法人東京音楽大学寄附行為施行細則第2条に規定する常勤理事会にて法人の日常的な業務の決定を行っている。理事会、評議員会、常勤理事会の内容は議事録に残すことで透明性を確保している。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	本学では、理事に対して、学生数・教職員数・単位修得状況・進路などの基礎データをまとめた IR 資料（FACTBOOK）を活用し、本学を取り巻く環境や課題への理解を促している。 新任理事には、担当分野に応じた関係部署とのミーティングを通じて、実務の状況と課題を把握できるよう支援している。財務面についても、理事会において継続的に財務状況や予算執行状況を報告し、数値に加えて背景やリスク要因、将来見通しも含めて説明を行っている。 また、外部機関による学校運営に関する研修の受講も推奨しており、識見の向上に資する機会を確保している。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	本学では、監事の選任について、私立学校法第 31 条第 3 項・第 6 項及び第 46 条に定める資格要件を寄附行為に明記し、監事の過半数の同意を得た上で評議員会の決議により選任される。 会計監査人についても、私立学校法第 81 条に定める資格要件を満たす者を、監事の過半数の合意を得て、評議員会の決議により選任している。 これらの選任過程は議事録に記録することで、手続きの透明性を確保している。 また、選任に直接関与しない監査部門においても、透明性や妥当性に関心を持ち、組織としての健全なガバナンス体制の維持に努めている。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	本学では、監査室が年度当初に監査計画を策定し、理事長・事務局長への報告後、学内の監査対象部署に周知の上で監査を実施している。監査の実施にあたっては、監事および会計監査人と定期的に情報交換を行い、三者の緊密な連携体制を構築している。具体的には、年 2 回実施される監事監査の場に監査室職員が同席し、会計監査人の報告を受けて意見交換を行っているほか、必要に応じて三者間での情報共有・意見交換も行い、監査機能の強化に努めている。また、決算期には財務課を交えた情報共有の場を設け、会計処理や予算執行状況に関する説明を通じて、課題やリスクへの対応を明確化している。監査結果で指摘された事項についても真摯に受け止め、必要に応じた改善を実施している。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	本学では、監事が十分な監査を行えるよう、監査室が監査対象部門の監査内容や状況等について監事と定期的に意見交換を行い、連携・協力体制のもとで監査を実施している。 また、決算・中間決算、予算編成状況、予算執行実績などに関しては、財務課が監事に対して定期的な説明や報告を行い、監事からの質問・指摘に対して丁寧に回答することで、双方向の理解を深め、監査の質の向上に努めている。 さらに、理事への対応と同様に、本学を取り巻く環境の変化に関する情報や、IR 室が作成する学生数・教職員数・単位修得状況・進路等の基礎データ（FACTBOOK）を通じて、監事が本学の実情を的確に把握できるよう情報提供が行われている。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	本学では、評議員の選任にあたり、私立学校法第 31 条第 3 項・第 6 項、第 46 条第 2 項・第 3 項、第 62 条に定める資格要件を寄附行為に明記し、評議員会または理事会において選任を行っている。 評議員会の構成については、 (1) 法人の職員から選任する者：3 名（総数の 3 分の 1 以下） (2) 法人設置学校の卒業生（25 歳以上）から選任する者：1 名 (3) 学識経験者から選任する者：6 名 とすることを定めている。 また、理事会が選任する評議員は、評議員総数の 2 分の 1 を超えない範囲としている。 これらの選任過程は議事録に記録し、手続きの透明性を確保している。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	本学では、評議員会の職務については寄附行為で明らかにしており、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徴することができ、理事会が特定の事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこととなっている。同様に評議員会の運営に関しても寄附行為に規定し、それに則った運営をしている。評議員会は毎年 3 回開催されており、理事会との建設的な協働と相互牽制体制が確立されている。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	本学では、年 3 回の評議員会の開催を通じて、評議員への継続的な情報提供の機会を設けている。大学のキャンパスが所在する豊島区および目黒区から新たに選任された外部評議員に対しては、地域との連携状況を踏まえ、大学案内等を活用した対面での情報提供を行っている。 財務・情報面については、決算および予算に関する資料について、図表や推移データを盛り込み、視覚的にも理解しやすい内容に編集した上で口頭による補足説明を行っており、評議員の多様なバックグラウンドに配慮した情報提供に努めている。 今後は、評議員に対する研修の実施についても検討していく予定である。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	本学では、「学校法人東京音楽大学リスク管理規程」に基づき、様々なリスクに迅速かつ的確に対応する体制を整備している。学生に対しては災害対応マニュアルを配布し、台風や地震等の自然災害時における行動指針を周知している。また、感染症の蔓延やハラスメント等の不祥事を含む各種危機への対応方針についても、危機管理マニュアルを整備の上、学内に周知している。 さらに、減災・防災対策やハラスメント防止対策の推進など、学生・生徒等の安全安心の確保に取り組んでいる。今後は、災害時における重要事業の継続と早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を策定する予定である。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学では、法令や寄附行為、諸規程を遵守するための内部統制体制を整備し、組織的な取組を実施している。公益通報者保護法に基づく内部通報制度を設け、通報手段の多様化や外部窓口の設置により通報者の保護に配慮した運用を行っている。また、コンプライアンス基本規程に基づき、法令遵守に係る基本方針を定めるとともに、学内外への周知も行っている。今後は、制度の更なる実効性向上に向けて取り組む。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学では、高等教育機関としての公共的性格に鑑み、法令等に則った情報公開を推進している。とりわけ、公式ホームページを情報公開の最重要ツールと位置づけ、基本情報、教学情報、財務情報、学生支援、研究費の適正管理、入試関連情報など、多岐にわたる項目を対象に、ステークホルダーが容易にアクセス可能な形で公開している。また、在学生や教職員向けには教学支援システム等を活用し、必要な情報を適切に提供している。これらの取り組みを一層明確に定めるために、情報公開方針を策定する予定である。 以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学では、情報公開の内容をより多くのステークホルダーに正確かつ分かりやすく伝えるため、公式ホームページ、SNS、パンフレット等の多様な媒体を活用している。とりわけ、収支構成比や経年推移等の財務情報はグラフ等を用いて視覚的に表現し、また IR 室が作成した FACTBOOK や、研究費に関するハンドブック、学生向け資料、入試要項等においても、平易な表現や図表を活用し、理解しやすさに配慮している。さらに、ポータルサイトや Q&A 機能を通じた情報提供体制を整備するなど、説明手法の工夫を重ねている。

	以上のことから、本実施項目は適切に実施されていると判断できる。
--	---------------------------------

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明